

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
(平成25年4月1日 規程第14号)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の定款第14条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条第1項に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、ビューローを主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員及び評議員のうち、常勤でない者をいう。
- (5) 職員を兼ねる役員とは、理事のうち、ビューローに採用された事務局長又は職員を兼ねる者をいう。
- (6) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 ビューローは、常勤役員及び非常勤役員等（鳥取県及び市町村の職員で役員等となっているものを除く。）の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は、次に掲げる俸給表に基づき、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- (1) 常勤役員俸給表（別表第1）
- (2) 職員を兼ねる常勤役員俸給表（別表第2）

3 職員を兼ねる役員に対しては、前項に規定する報酬のほか、職員の職務の対価として給与規程により給与（管理職手当を除く。）を支払う。

4 非常勤役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤である理事長の報酬
月額100,000円を上限とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- (2) 理事会・評議員会出席の報酬（前号の適用を受ける者を除く。）

1回 9,200円

- (3) 会計監査の報酬
1回 30,000円

5 非常勤役員等に対して、ビューローが特別の任務を依頼した場合の対価として、1回につき9,200円から30,000円の範囲内で謝金を支払うことができる。

6 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。ただし、職員を兼ねる役員については、給与規程及び退職手当規程によるものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 前条第2項及び同条第4項第1号に規定する報酬の支給方法については、給与規程の例による。

2 前条第4項第2号及び第3号に規定する報酬については、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(費用)

第5条 ビューローは、役員等がその職務の執行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 ビューローはこの規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表第1（第3条関係）

常勤役員俸給表 (単位：円)

号俸	月 額
1	275,000
2	325,000
3	375,000
4	425,000

備考：この俸給表は、給与規程の適用を受けない常勤役員に適用する。

別表第2（第3条関係）

職員を兼ねる常勤役員俸給表 (単位：円)

号俸	月 額
1	65,000
2	75,000

備考：この俸給表は、給与規程の適用を受ける職員を兼ねる常勤役員に適用する。